

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び松前町財務規則（昭和62年松前町規則第2号）第149条第1項の規定に基づき公告する。

令和8年6月22日

松前町長 田 中 浩 介



1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

物件番号	所在地	地目	地積
1	愛媛県伊予郡松前町大字北川原字岸ノ上 1022 番 10	宅地	212.59 m ²
2	愛媛県伊予郡松前町大字筒井字江川下塩新畑 1313 番 6	宅地	849.32 m ²

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び松前町土地等の売払いに係る暴力団排除に関する合意書に基づき警察当局から排除要請がある者

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づき、観察処分を受けた団体及びその構成員又はその関係者

オ 松前町税等の滞納がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者は、入札への参加を認めな

い。

ア 提出期間

令和8年6月22日（月）から令和8年7月24日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所

〒791-3192

伊予郡松前町大字筒井631番地

松前町役場総務部総務課財産管理係（本庁舎3階）

TEL089（908）9744（直通）

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送による提出の取扱い

郵送による提出の場合は、令和8年7月24日（金）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問合せ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明会は、行わない。

3 入札、公告内容等に対する質問及び回答

入札、公告内容等の質問は、書面（A4サイズ、書式自由）のみで行うこと。

(1) 提出期限 令和8年7月27日（月）までの執務時間中

(2) 提出方法 持参又はFAX

(3) 提出場所 〒791-3192

伊予郡松前町大字筒井631番地

松前町役場総務部総務課

電話番号（089）908-9744（直通）

FAX番号（089）985-4148

(4) 回答方法 令和8年8月5日（水）までに質問者に対し、書面により回答を行う。

4 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

物件番号1 令和8年8月12日(水)午前10時
(受付は、午前9時50分開始)

物件番号2 令和8年8月12日(水)午前10時30分
(受付は、午前10時20分開始)

(2) 入札及び開札の場所

伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町役場 3階 大会議室

(3) 入札書の提出方法

入札日当日に会場で配布する入札書に金額を記載し、提出する。

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を現金で納付しなければならない。

イ 契約に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を現金で納付しなければならない。

(3) 契約金額の納付期限

契約締結日から30日以内に契約金全額を納付しなければならない。

(4) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

契約書を作成するものとする。

(6) 落札者の決定方法

松前町財務規則第154条の規定に基づいて作成された予定価格(最低売却価格)以上の最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

(7) 予定価格(最低売却価格)

物件番号1 金10,600,000円

物件番号2 金9,940,000円

(8) 所有権の移転

所有権移転登記の手続は、町が行う。登録免許税等の登記に要する諸費用は、

落札者の負担とする。

(9) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又は売り払う土地がこれらの用に供されることを知りながら、当該土地の所有権を第三者に移転し、若しくは当該土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又は売り払う土地がこれらの用に供されることを知りながら、当該土地の所有権を第三者に移転し、若しくは当該土地を第三者に貸してはならない。

ウ 落札者は、契約締結の日から10年間、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、観察処分を受けた団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又は売り払う土地がこれらの用に供されることを知りながら、当該土地の所有権を第三者に移転し、若しくは当該土地を第三者に貸してはならない。

エ 物件1について

落札者は、本契約締結の日から2年を経過する日までに、入札参加申込書に添付した利用計画書のとおり用途に供しなければならない。

契約締結の日から10年間、住宅、店舗又は住宅兼店舗の用途に供しなければならないが、当該用途以外に供してはならない。

物件2について

落札者は、契約締結の日から2年を経過する日までに、対象物件を水産物加工事業の用に供しなければならない。また、契約締結の日から10年間、を落札者が営む水産加工場以外の用途に供してはならない。

オ アからエまでの条件に違反した場合は、町の定める金額を違約金として町に支払わなければならない。